

鹿児島市新南部清掃工場
(ごみ焼却施設・バイオガス施設)
整備・運営事業

要求水準書

【維持管理・運営業務編】

平成29年4月

鹿児島市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般概要	1
1 事業名称	1
2 業務実施場所	1
3 対象施設	1
4 業務範囲	1
5 業務期間	2
第2節 計画主要項目	2
1 処理対象廃棄物	2
2 搬入出車両	2
3 公害防止基準	2
4 ユーティリティ条件	2
5 本施設の基本性能	2
第3節 一般事項	3
1 本要求水準書の遵守	3
2 関係法令等の遵守	3
3 生活環境影響調査書の遵守	3
4 市への報告・協力	3
5 関係官公署への報告・届出	3
6 一般廃棄物処理実施計画の遵守	3
7 市の検査	3
8 実施状況のモニタリング	3
9 関係官公署の指導等	3
10 労働安全衛生・作業環境管理	4
11 緊急時対応	4
12 急病等への対応	5
13 災害発生時の協力	5
14 地元雇用・地域貢献	5
15 個人情報の保護	5
16 保険	5
17 業務実施計画書及び業務計画書の作成	6
第4節 維持管理・運営条件	8
1 本業務に関する図書	8

2 提案書の変更	8
3 要求水準書記載事項	8
4 契約金額の変更	8
5 本業務期間終了時の引渡し条件	8
第2章 維持管理・運営体制	10
第1節 業務実施体制	10
第2節 有資格者の配置	10
第3節 連絡体制	10
第3章 受入管理業務	11
第1節 本施設の受入管理業務	11
第2節 受入管理	11
第3節 料金徴収代行	11
第4節 案内・指示	11
第5節 受付時間	11
第4章 運転管理業務	13
第1節 本施設の運転管理業務	13
第2節 運転条件	13
1 処理対象ごみ	13
2 計画処理量	13
3 公害防止基準	13
4 ユーティリティ	13
5 年間運転日数	13
6 運転時間	14
7 重機類・車両等の仕様	14
第3節 稼働後の長期安定稼働試験及び確認性能試験への協力	14
第4節 搬入廃棄物の性状分析	14
第5節 搬入管理	14
第6節 適正処理	15
第7節 適正運転	15
第8節 搬出物の保管及び積込み	15
第9節 搬出物の性状分析	15
第10節 運転計画の作成	15
第11節 運転管理マニュアルの作成	16
第12節 運転管理記録の作成	16

第5章 維持管理業務	17
第1節 本施設の維持管理業務	17
第2節 備品・什器・物品・用役の調達・管理	17
第3節 点検・検査計画の作成	17
第4節 点検・検査の実施	17
第5節 補修計画の作成	17
第6節 補修の実施	18
第7節 精密機能検査	18
第8節 土木・建築設備の点検・検査、補修等	18
第9節 機器等の更新	19
第10節 長寿命化総合計画の作成及び実施	19
第11節 改良保全	19
第6章 環境管理業務	20
第1節 本施設の環境管理業務	20
第2節 環境保全基準	20
第3節 環境保全計画	20
第4節 作業環境保全基準	20
第5節 作業環境保全計画	20
第7章 有効利用業務	21
第1節 本施設の有効利用業務	21
第2節 余熱・未利用エネルギーの有効利用	21
第3節 バイオガスの有効利用	21
第4節 金属類の有効利用	21
第8章 情報管理業務	22
第1節 本施設の情報管理業務	22
第2節 運転管理記録報告	22
第3節 調達結果報告	22
第4節 点検・検査報告	22
第5節 補修・更新報告	22
第6節 環境保全報告	23
第7節 作業環境保全報告	23
第8節 施設情報管理	23
第9節 本施設の維持管理の記録に関する報告	23
第10節 その他管理記録報告	23

第9章 関連業務	25
第1節 本施設の関連業務	25
第2節 売電・売ガスの事務手続き等	25
第3節 見学者対応	25
第4節 清掃	25
第5節 植栽管理	25
第6節 防火管理・防災管理	26
第7節 警備・防犯	26
第8節 住民対応	26
第9節 災害時対応	26
第10節 その他	26

第1章 総 則

第1節 一般概要

本「鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業要求水準書【維持管理・運營業務編】」（以下「本要求水準書」という。）は、鹿児島市（以下「市」という。）が「鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集・選定にあたり応募者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、「鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業要求水準書【設計・建設業務編】」（以下「要求水準書【設計・建設業務編】」という。）に基づき整備される新南部清掃工場に関する維持管理・運營業務の各業務に関して、市が本事業に係る基本契約に基づく維持管理・運營業務委託契約を締結する民間事業者（以下「事業者」という。）に対して要求するサービスの水準を示すものである。

なお、市は本要求水準書の内容を、事業者選定における評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

1 事業名称

鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業

2 業務実施場所

鹿児島県鹿児島市谷山港三丁目3番地3

3 対象施設

本事業における対象施設（以下「本施設」という。）は、以下のとおりである。

(1) 新南部清掃工場

ごみ焼却施設 約 220t/日（約 110t/日 × 2 炉）

処理方式：ストーカ式

バイオガス施設 約 60t/日（約 30t/日 × 2 基）

処理方式：乾式メタン発酵方式

(2) 関連施設 [管理棟、計量棟、洗車場、外構施設]

(3) その他施設 [上記以外に要求水準書に記載されている全ての施設、本施設に納入される重機類・車両等]

4 業務範囲

事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務であり、本要求水準書に示すとおりである。

(1) 受入管理業務

(2) 運転管理業務

(3) 維持管理業務

(4) 環境管理業務

(5) 有効利用業務（余熱の有効利用、バイオガス利用、金属類の有効利用業務）

- (6) 情報管理業務
- (7) 関連業務

5 業務期間

本施設の維持管理・運営期間（以下「本業務期間」という。）は、平成34年1月1日から平成54年3月31日までの20年3ヶ月間とする。

なお、業務開始にあたっては、本事業に係る基本契約に基づく建設工事請負契約を締結する民間事業者（以下「建設事業者」という。）の運転指導等を受け、十分な事前準備を行うこと。

第2節 計画主要項目

1 処理対象廃棄物

- (1) 計画処理量

要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第2節 1 処理能力」参照

- (2) 計画ごみ質

要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第2節 2 計画ごみ質」参照

2 搬入出車両

要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第2節 3 搬入出車両条件」参照

3 公害防止基準

要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第5節 1 公害防止基準」参照

4 ユーティリティー条件

要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第1節 7 立地条件」参照

5 本施設の基本性能

本要求水準書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、ごみ処理施設としての機能であり、要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第17節 正式引渡し」に示す正式引渡し時において、確認される施設の性能である。

第3節 一般事項

1 本要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件を遵守すること。

2 関係法令等の遵守

事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令等（要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第6節 1 関係法令等の遵守」参照）を遵守すること。

3 生活環境影響調査書の遵守

事業者は、本施設に係る生活環境影響調査書の内容を遵守すること。また、市が実施する調査又は事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、対策を講じること。

4 市への報告・協力

- (1) 事業者は、本業務に関して、市が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。なお、事業を円滑に行うため市と事業者が定期的に協議の場を設けることとする。
- (2) 事業者は、定期的な報告は「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は「第1章第3節 11 緊急時対応」に基づくこと。

5 関係官公署への報告・届出

- (1) 市が、関係官公署へ報告、届出等を必要とする場合、市の指示に従って、事業者は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費は全て事業者が負担すること。
- (2) 事業者が行う運営・維持管理に係る報告、届出等に関しては、事業者の責任により行うこと。

6 一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は、本業務期間中、市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

7 市の検査

市が事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

8 実施状況のモニタリング

市は、事業者より提出される書類を元に、本業務の履行状況についてモニタリングを実施する。事業者は、市の実施するモニタリングに対して協力すること。

9 関係官公署の指導等

事業者は、本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合、その費用の負担については「鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業 運営業務委託契約書」に定める。

10 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 事業者は、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号)等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- (3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日)に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、市が定める者の同席を要すること。
- (6) 事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日)に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、本施設の改善を行うこと。
- (10) 事業者は、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号)等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について市に報告すること。
- (11) 事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 事業者は、安全確保に必要な防火・防災訓練、避難訓練等を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- (13) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

11 緊急時対応

- (1) 事業者は、地震等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の緊急時においては、従業員の安全確保を最優先するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。また、災害・事故等により、来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに、来場者が避難できるように適切に誘導すること。
- (2) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、本施設の復旧、市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行い、早急に本施設を復旧し、廃棄物の適正処理を継続すること。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。改善

した緊急対応マニュアルについては、市に報告し、市の承諾を得ること。

- (3) 事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承諾を得ること。
- (4) 事業者は、緊急時に、緊急対応マニュアルに基づき、防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- (5) 緊急時に対応した場合、事業者は直に対応状況、緊急時の本施設の運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

12 急病等への対応

- (1) 事業者は、本施設への搬入者、従業者の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し、市の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 事業者は、本施設に AED を設置すること。設置位置は、本施設内の来場者及び従業者の所在・動線等を踏まえ、適切な位置とすること。また、設置した AED は適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能とすること。

13 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力すること。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

14 地元雇用・地域貢献

- (1) 事業者は、本施設の運営・維持管理に当たっては、市内での雇用促進に配慮し、地元住民（市民）の雇用を含め、地元企業等を積極的に活用することや市内での物品の調達に努めること。
- (2) 事業者は、本施設の周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めること。

15 個人情報の保護

事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）、「鹿児島市個人情報保護条例」（平成 16 年条例第 25 号）等を遵守すること。

16 保険

事業者は、本業務期間中、少なくとも以下の保険に加入すること。ただし、事業者により、下記の火災保険の付保と同等と認められるその他保険の設計等が提案された場合は、火災保険の付保に代わるものと認める。

(1) 第三者損害賠償保険

付保対象：本業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害

付保期間：業務期間

保険金額：対人：1名1億円以上、1事故最大10億円以上

対物：1事故最大1億円以上

その他：市を追加被保険者とする保険契約とすること

(2) 火災保険

付保対象：提案による

付保期間：業務期間

保険金額：再調達価格

17 業務実施計画書及び業務計画書の作成

- (1) 事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始前に市に提出し、市の承諾を受けること。
- (2) 業務実施計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種のマニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務計画書、市への各種報告様式等を含むこと（表 1-1 参照）とし、その内容については、市との協議により決定すること。
- (3) 事業者は、各年度の業務が開始する 30 日前までに、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務計画書を市に提出し、当該年度の業務が開始する前に、市の承諾を得ること。

表 1-1 業務実施計画書の構成（参考）

<p>①総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲 ・各種業務実施体制（有資格者配置を含む）
<p>②受入管理業務実施計画書</p>
<p>③運転管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理体制 ・月間運転計画、年間運転計画
<p>④維持管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理体制 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画
<p>⑤環境管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画
<p>⑥有効利用業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効利用計画 <p>（余熱利用、バイオガス利用、金属類有効利用）</p>
<p>⑦情報管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種報告書・記録様式 ・各種報告書提出要領
<p>⑧関連業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学者対応要領・体制 ・清掃要領・体制 ・防火管理・防災管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・住民対応要領・体制
<p>⑨その他マニュアル類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理マニュアル ・施設保全マニュアル ・緊急時対応マニュアル ・安全作業マニュアル ・個人情報保護マニュアル

第4節 維持管理・運営条件

1 本業務に関する図書

本業務は、次に基づいて行うこと。

- (1) 鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業
運営業務委託契約書
- (2) 要求水準書【維持管理・運営業務編】
- (3) 要求水準書【設計・建設業務編】
- (4) 鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業
提案書（以下「提案書」という。）
- (5) その他市の指示するもの

2 提案書の変更

事業者が提出した維持管理・運営に関する提案書の内容は、原則的に変更できない。ただし、市の指示により変更する場合はこの限りではない。また、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させるように対応すること。

3 要求水準書記載事項

- (1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って維持管理・運営することを妨げるものではない。よって、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設を維持管理・運営するために必要と認められるものについては、事業者の責任において対応すること。

- (2) 要求水準書における（参考）取扱い

本要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「（参考）」と記載されたものについて、本施設を維持管理・運営するために必要と認められるものについては、事業者の責任において対応すること。

4 契約金額の変更

上記2、又は3の対応については、契約金額の増額の変更は行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たすことを確認し、市の承諾を得た上で、本施設を市に引き渡すこと。

- (1) 本施設の性能に関する条件

- 1) 本施設の基本性能が確保されており、市が本要求水準書に記載のある業務を、事業期間終了後も10年間にわたり継続して実施することに支障のない状態であることを基本とする。建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- 2) 内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、

継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によりものを含む。）は除く。

- 3) 主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの。）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む。）については除く。
- 4) 事業者は、引渡時において以下の確認を行うこと。
 - ① 事業者は、要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第10節 3 引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。
 - ② 事業者は、全ての設備（プラント設備、土木・建築設備を含む。）について以下の確認を行うこと。
 - i 内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）
 - a) 汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。
 - b) 浸水、漏水等がないこと。
 - c) その他、異常がないこと。
 - ii 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む。）
 - a) 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。
 - b) 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。
 - c) 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。
 - d) その他、異常がないこと。
- (2) 維持管理・運営の引継ぎに関する条件
 - 1) 市が本要求水準書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、市へ業務の引継ぎを行うこと。
 - 2) 引継ぎ項目は、各施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容も含む。）、本要求水準書及び運營業務委託契約書に基づき事業者が作成する図書等の内容を含むものとする。
 - 3) 事業者は、業務期間終了後の施設の運転管理業務に従事する市が指定する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ事業者が作成し、市の承諾を得ること。
 - 4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務期間中に実施することとし、事業者は本業務期間終了時から逆算して教育指導を計画すること。
 - 5) 教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとする。
- (3) その他
 - 1) 本業務期間終了時における明け渡しの詳細条件は、市と事業者の協議により決定するものとし、協議は本業務期間終了の5年前を目処に開始する。

第2章 維持管理・運営体制

第1節 業務実施体制

- (1) 事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。なお、整備する体制は、利用者・見学者の安全が確保されるとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制とすること。
- (2) 事業者は、整備した業務実施体制について市に報告し、市の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、各種マニュアル、業務実施計画書等の変更に伴い、従業員に対して、必要な研修を実施すること。

第2節 有資格者の配置

- (1) 事業者は、本施設に必要な廃棄物処理施設技術管理者を配置すること。また、運営開始後2年間以上において、一般廃棄物を対象としたボイラ・タービン式発電設備付きストーカ炉施設の現場総括責任者としての経験を有する同一の技術者を、本事業の廃棄物処理施設技術管理者として専任で配置すること。
- (2) 事業者は、電気主任技術者及びボイラ・タービン主任技術者を配置すること。なお、配置される電気主任技術者及びボイラ・タービン主任技術者は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第43条第1項及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成28年10月25日改正）」に基づき選任されるものとする。事業者は、本施設の自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、電気事業法第39条第1項の義務を果たす責任を有するものとする。
- (3) 事業者は、本施設のガスの製造から供給まで全ての過程のガスの取扱を鑑み、乙種ガス主任技術者（もしくは一般事業者として必要な圧力相当の資格を有する者）を配置すること。
- (4) 事業者は、防火・防災管理者を配置すること。
- (5) 事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

第3節 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備し、市の承諾を得ること。連絡体制の構築にあたっては、市が常時事業の状況を把握・確認できるように配慮すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承諾を得ること。

第3章 受入管理業務

第1節 本施設の受入管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令、提案書等を遵守し、適切な受入管理を行うこと。

第2節 受入管理

- (1) 事業者は、計量棟において、委託収集、許可収集、直接持ち込み等の各車両に対して計量手続きを行うこと。原則として、搬入時及び搬出時について計量を行うこと。
- (2) 事業者は、資材・薬品・搬出物等を搬入・搬出する車両についても、計量棟において計量し、確認・記録すること。
- (3) 事業者は、計量棟で受け付ける廃棄物について、市が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、受け入れてはならない。また、搬入基準を満たしていない廃棄物を持ち込んだ搬入者に対して、分別指導等を行うこと。
- (4) 搬入基準は、原則として毎年度、市が定めるものとする。

第3節 料金徴収代行

- (1) 事業者は、本施設に直接持ち込みごみを搬入しようとする者及び許可収集業者から、市が定める料金を、市が定める方法で市に代わり収納すること。
- (2) 事業者は、収納した料金を、市が定める方法によって市へ引き渡すこと。

第4節 案内・指示

- (1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、本施設内において、搬入車両を案内・指示すること。
- (2) 事業者は、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、敷地内外に車両が渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。
- (3) 事業者は、市民からの問い合わせに関して適切な対応を行うこと。

第5節 受付時間

- (1) 事業者は、表 3-1 に示す受付時間において、計量棟での受入管理を行うこと。
- (2) 事業者は、表 3-1 に示す受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両の受入管理を行うこと。
- (3) 事業者は、表 3-1 に示す受付時間外であっても、市が指示する一時的な受入管理について対応すること。

表 3-1 本施設の受付時間

受付時間	休業日
1) 月曜日から土曜日（休日を含む）の 8 時 30 分～17 時（ただし、12 時から 13 時までは除く。） 2) 北部清掃工場のオーバーホール時期は 12 時から 13 時も受け入れる。＊ 3) 市が必要と認めるときは、これを変更 することができる。	1) 日曜日 2) 12 月 31 日から 1 月 3 日まで 3) 12 月 31 日及び 1 月 3 日は北部清掃工 場と南部清掃工場が隔年で受け入れる。 4) 市が必要と認めるとき。

※事業者は、北部清掃工場との処理分担を考慮し双方柔軟に対応するとともに、北部清掃工場の全炉停止期間の延長、災害廃棄物の受入れ、施設トラブルの発生時等、状況によっては、北部清掃工場及び本施設のごみ受入について市と協議に応じ柔軟に対応すること。参考として、北部清掃工場及び南部清掃工場のオーバーホール時期のごみの搬入実績を添付資料に示すが、添付資料は、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場にて閲覧のこと。

第4章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令、公害防止基準等を遵守し、本施設を適切に運転すること。また、本施設の基本性能（第1章 第2節 5 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物を、安定的かつ適正に処理するように、運転管理業務を実施すること。

第2節 運転条件

1 処理対象ごみ

要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第2節 施設全体 計画主要項目」参照

2 計画処理量

- (1) 要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第2節 施設全体 計画主要項目」に示された計画ごみ質に対し、ごみ焼却施設：約 220t/日、バイオガス施設：約 60t/日の処理を可能とすること。
- (2) 要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第2節 施設全体 計画主要項目」に示された計画処理量に対し、66,200t/年の処理を可能とすること。
- (3) 搬入量の多寡に関わらず、適正かつ効率的な処理を可能とすること。
- (4) 毎年10月から11月の期間中に、北部清掃工場からごみの移送があるので、配慮すること。

3 公害防止基準

- (1) 公害防止基準は、要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第5節 環境保全に係わる計画主要項目」参照。
- (2) 公害防止基準を超えた場合は、速やかに停止し、原因の確認及び必要な対応を行うこと。
- (3) 事業者は、公害防止基準を確実に遵守するための運転管理上の要監視基準を設定すること。なお、要監視基準の基準値は公害防止基準の基準値を下回る数値とし、事業者の提案によるものとする。

4 ユーティリティ

要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第1節 7 立地条件」参照

5 年間運転日数

- (1) 搬入される各年度の計画処理量を、安全かつ安定的に滞りなく処理することを条件に計画すること。
- (2) ごみ焼却施設は、1炉あたり90日以上連続運転を可能とすること。
- (3) バイオガス施設は、1系列あたり350日以上連続運転を可能とすること。

6 運転時間

新南部清掃工場の運転時間は24時間とし、受付時間（第3章 第5節 参照）において、速やかに受入が可能とすること。

7 重機類・車両等の仕様

- (1) 事業者は、必要に応じて要求水準書【設計・建設業務編】で納入される重機類・車両等以外に、本業務に必要となる重機類・車両等を用意すること。
- (2) 事業者は、重機類・車両等の選定にあたっては、可能な限り、環境配慮型を選定すること。

第3節 稼働後の長期安定稼働試験及び確認性能試験への協力

事業者は、建設事業者が、要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第10節 8 稼働後の長期安定稼働試験」及び「第1章 第10節 9 確認性能試験」に基づき実施する試験に関して、建設事業者と協議の上、必要な協力を行うこと。

第4節 搬入廃棄物の性状分析

事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度は、「別紙1 測定項目及び頻度」に示す内容を含むものとする。

第5節 搬入管理

- (1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内において搬入車両を案内・指示すること。また、必要に応じて人員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。
- (2) 事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、搬入基準を満たしているか確認し、搬入禁止物の混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認すること。
- (3) 事業者は、委託収集車両が搬入する廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、市に確認後、市の指示に従うこと。
- (4) 事業者は、許可収集車両及び直接持ち込み者の搬入廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、搬入禁止物を返還するとともに、市に報告すること。又は、搬入禁止物毎に市が別途指示する場所への搬入を指示すること。搬入者が帰った後に搬入禁止物を発見した場合は、市に確認後、市の指示に従うこと。ただし、搬入時において善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該搬入禁止物を排除することが出来なかった場合、これを事業者が明らかにした場合に限り、事業者は、市が指定する場所へ当該搬入禁止物を運搬し、市が処分する。
- (5) 搬入禁止物の混入が原因で本施設の運転に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生したときは、事業者がその費用を負担すること。ただし、善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該搬入禁止物を排除することが出来なかった場合、これを事業者が明らかにした場合に限り、市が当該費用を負担する。
- (6) 事業者は、直接持ち込みごみの荷下ろし時に適切な指示を行うこと。
- (7) 事業者は、必要に応じてプラットホーム内での搬入検査を実施し、搬入禁止物の混入を防止すること。検査の実施に当たっては、市の立会について確認すること。また、市が搬入検査を実施する場合は、協力すること。

- (8) 事業者は、本施設への委託収集の車両による本施設外での廃棄物等の飛散を防止するために、本施設内での洗車を指示すること。

第6節 適正処理

- (1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。
- (2) 事業者は、本施設より発生する焼却主灰、飛灰処理物（薬剤処理後）等が関係法令、公害防止基準、要求水準書【設計・建設業務編】「第1章 第5節 2 処理生成物基準」、「第1章 第10節 1 保証事項」等を満たすように適切に処理すること。特に、飛灰については、市が指示する時期に、指示する搬出形態での搬出が可能となるように適切に処理すること。
- (3) 焼却主灰、飛灰処理物（薬剤処理後）等が上記の関係法令、公害防止基準等を満たさない場合、事業者は、当該廃棄物を上記の関係法令、公害防止基準等を満たすよう必要な処理を行うこと。なお、当該費用は事業者の負担とする。

第7節 適正運転

- (1) 事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (2) 事業者は、運転員勤務交替時における引継ぎ報告会において、市からの職員同席依頼があった場合は、協力すること。

第8節 搬出物の保管及び積み込み

- (1) 事業者は、本施設より排出される焼却主灰、飛灰処理物（薬剤処理後）、処理不適物、有価物等が、適正処理及び有効利用に支障のないように適切に保管すること。市が指示する保管量に達した場合、市に報告すること。
- (2) 事業者は、本施設より排出される焼却主灰、飛灰処理物（薬剤処理後）、処理不適物、有価物等を、本施設より搬出する際の積み込み作業を行うこと。

第9節 搬出物の性状分析

- (1) 事業者は、本施設より搬出する焼却主灰、飛灰処理物（薬剤処理後）、処理不適物、有価物等の量について計量し管理すること。
- (2) 事業者は、本施設より搬出する焼却主灰、飛灰処理物（薬剤処理後）、有価物等の性状について、定期的に、分析・管理を行うこと。

第10節 運転計画の作成

- (1) 事業者は、本施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。
- (2) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。
- (3) 全設備の停止は、共通部分の定期点検等、やむを得ない場合以外行わないこと。
- (4) 定期点検、定期補修等の場合は、1炉又は1系列のみ停止し、他は原則として常時運転すること。また、電気設備、余熱利用設備などの共通部分を含む機器の定期点検、定期補修等に

については、最低限の全炉休止期間をもって安全作業が十分確保できるよう配慮すること。

- (5) 事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
- (6) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画について、市の承諾を得た上で、計画を実施すること。
- (7) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、市と協議の上、計画を変更し、市の承諾を得ること。

第11節 運転管理マニュアルの作成

- (1) 事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての運転管理値を設定すると共に、操作手順、方法等を記載した運転管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。
- (3) 事業者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、市の承諾を得ること。

第12節 運転管理記録の作成

事業者は、以下の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成すること。なお、記録内容及び様式については、市の指示に従うこと。

- ① 運転データ（処理量、稼働時間、焼却灰、飛灰、発電量、排ガス濃度、温度、圧力等）
- ② 用役データ（電気、水道・工業用水、燃料、薬品等）
- ③ 点検・検査、補修内容等

第5章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第2節5参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物を、安定的かつ適正に処理するように、維持管理業務を実施すること。

第2節 備品・什器・物品・用役の調達・管理

- (1) 事業者は、経済性を考慮し、本施設に関する備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、市に提出すること。なお、備品・什器・物品の調達については、シックハウス対策に配慮すること。
- (2) 事業者は、調達した備品・什器・物品・用役について、調達実績を記録し市に報告すること。
- (3) 事業者は、必要の際には支障なく使用できるように適切かつ安全に保管・管理すること。

第3節 点検・検査計画の作成

- (1) 事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように、点検・検査計画を策定すること。
- (2) 事業者は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し、市に提出し、市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、全ての点検・検査を、本施設の基本性能の維持を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うように計画すること。

第4節 点検・検査の実施

- (1) 事業者は、点検・検査計画に基づき、点検・検査を実施すること。
- (2) 事業者は、日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。また、異常発生箇所及び事故発生箇所の類似箇所についても、臨時点検を実施すること。
- (3) 事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管すること。
- (4) 事業者は、点検・検査実施後速やかに点検・検査結果報告書を作成し市に提出すること。

第5節 補修計画の作成

- (1) 事業者は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、市に提出し、市の承諾を得ること。作成にあたっては、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくこと。
- (2) 事業者は、本業務期間を通じた補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出すること。更新した補修計画について、市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補

修計画を作成し、市に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は、市の承諾を得ること。

- (4) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果を踏まえ、本施設の基本性能を発揮するために必要となる各設備の性能を維持するための部分取替、調整等である。

第6節 補修の実施

- (1) 事業者は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと（表 5-1 参照）とし、その内容については、市との協議により決定すること。
- (2) 事業者は、補修に際して、補修工事施工計画書を市に提出し、市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管すること。
- (4) 事業者が行うべき補修の範囲は「表 5-1 補修の範囲（参考）」のとおりである。

表 5-1 補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査
	更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
	予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

第7節 精密機能検査

- (1) 事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和 46 年 10 月 25 日環整第 45 号）に基づき、3 年に 1 回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。
- (2) 事業者は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し、市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、精密機能検査の結果を市に報告するとともに、精密機能検査の結果踏まえ、本施設の基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

第8節 土木・建築設備の点検・検査、補修等

- (1) 事業者は、法令点検はもとより、土木・建築設備の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上

げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。
なお、既存管理棟、計量棟について、開始時の状態を十分把握した上で、業務期間中、運営に支障がなく、快適性、機能性を損なうことがないよう更新等を計画・実施すること。

- (2) 事業者は、来場者等第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等を計画的に行うこと。
- (3) 土木・建築設備の点検・検査、補修等に係る計画については、調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画に含めること。

第9節 機器等の更新

- (1) 事業者は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器等の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、市に提出すること。作成した更新計画について、市の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、本業務期間中に市が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、市に提出すること。作成した更新計画について市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器等の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。

第10節 長寿命化総合計画の作成及び実施

- (1) 事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 27 年 3 月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本施設の建設事業者が作成する施設保全計画を踏まえ、長寿命化総合計画を作成すること。
- (2) 事業者は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、長寿命化総合計画を毎年度更新し、その都度市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

第11節 改良保全

- (1) 事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を市に提案すること。また、市が改良保全を計画する場合は、その検討に協力すること。
- (2) 改良保全の実施に関しては、財産処分を含め、市において判断・了承する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者で調整する。

第6章 環境管理業務

第1節 本施設の環境管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第2節5参照）を十分に発揮し、適切な環境管理業務を行うこと。

第2節 環境保全基準

- (1) 事業者は、公害防止基準、環境保全関係法令、生活環境影響調査等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、運営・維持管理に当たり、設定した環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、市と協議し、市の承諾を得ること。

第3節 環境保全計画

- (1) 事業者は、本業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。なお、「別紙1測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について市に報告すること。

第4節 作業環境保全基準

- (1) 事業者は、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、運営・維持管理に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) 事業者は、法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、市と協議し、市の承諾を得ること。

第5節 作業環境保全計画

- (1) 事業者は、本業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。なお、「別紙1測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について市に報告すること。

第7章 有効利用業務

第1節 本施設の有効利用業務

事業者は、本施設の基本性能（第1章 第2節 5 参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した上で、適切な有効利用業務を行うこと。

第2節 余熱・未利用エネルギーの有効利用

- (1) 余熱・未利用エネルギーについて、本施設にて極力効率的な運用ができるよう計画し、運営・維持管理を行うものとする。
- (2) 余熱により発電した電力は、本施設にて利用していくが、余剰電力が発生した場合は売電を行うものとする。
- (3) 未利用エネルギーにより発電した電力は、ごみ焼却施設、バイオガス施設とは系統を分離し、単独にて売電を行うものとする。

第3節 バイオガスの有効利用

- (1) 本施設より発生するバイオガスについては、精製し、精製ガスを近隣の都市ガス事業者へ供給・販売するが、事業者は極力多くの精製ガス量が見込めるよう計画し、維持管理・運営を行うものとする。
- (2) 循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収型廃棄物処理施設のバイオガス施設に係る交付要件（熱利用率 350kWh／ごみ ton 以上）を満たす維持管理・運営を行うものとする。
- (3) 精製ガスの供給にあたっては、供給体制等について、都市ガス事業者と十分に連絡・調整を行うものとする。
- (4) 事業者は、精製ガス利用に関して、バイオガス発生量、販売ガス量等について記録し、市に報告しなければならない。

第4節 金属類の有効利用

- (1) 事業者は、ごみ焼却施設から排出される金属類について、全量有効利用を図ることを前提に、関係法令、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認すること。なお、当該金属類の販売は市が行う。
- (2) 事業者は、金属類の有効利用に関して、有効利用量等について記録し、市に報告しなければならない。

第8章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

第2節 運転管理記録報告

- (1) 事業者は、運転計画（第4章 第10節 参照）を作成し、市に提出すること。
- (2) 事業者は、本施設への種別搬入量・搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌等の内容を記載した日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、市に提出すること。
- (3) 事業者は、運転管理に関する報告書記載事項に関し、提出頻度に限らず市へ発生時に随時、情報報告を行うこと。
- (4) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種別・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。
- (5) 事業者は、運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第3節 調達結果報告

- (1) 事業者は、調達計画（第5章 第2節 参照）を作成し、市に提出すること。
- (2) 事業者は、調達結果を記載した調達報告書を作成し、市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種別・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。
- (4) 事業者は、調達に関するデータを法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第4節 点検・検査報告

- (1) 事業者は、点検・検査計画（第5章 第3節 参照）、精密機能検査計画（第5章 第7節 参照）を作成し、市に提出すること。
- (2) 事業者は、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書、精密機能検査結果を記録した精密機能検査報告書を作成し、市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種別・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。
- (4) 事業者は、点検・検査に関するデータを法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第5節 補修・更新報告

- (1) 事業者は、補修計画（第5章 第5節 参照）、更新計画（第5章 第9節 参照）、長寿命化総合計画（第5章 第10節 参照）を作成し、市に提出すること。
- (2) 事業者は、補修結果を記載した補修結果報告書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、市に提出すること。

- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。
- (4) 事業者は、補修、更新等に関するデータを法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第6節 環境保全報告

- (1) 事業者は、環境保全計画（第6章 第3節 参照）を作成し、市に提出すること。
- (2) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。
- (4) 事業者は、環境保全に関するデータを法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第7節 作業環境保全報告

- (1) 事業者は、作業環境保全計画（第6章 第5節 参照）を作成し、市に提出すること。
- (2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、市に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。
- (4) 事業者は、作業環境保全に関するデータを法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第8節 施設情報管理

- (1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、市の承諾を得ること。
- (3) 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については市と協議の上決定すること。

第9節 本施設の維持管理の記録に関する報告

- (1) 事業者は、本施設の運営・維持管理状況に関する情報について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第9条の3第6項に基づき、市が公表できるように、必要な情報を市に提出すること。
- (2) 提出内容及び頻度については、市の指示に従うこと。

第10節 その他管理記録報告

- (1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録計画を作成し、市に提出すること。
- (2) 事業者は、管理記録結果を記載した管理記録報告書を作成し、市に提出すること。

- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と別途協議の上、決定すること。
- (4) 事業者は、管理記録に関するデータを、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。

第9章 関連業務

第1節 本施設の関連業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 売電・売ガスの事務手続き等

- (1) 事業者は、売電及び売ガスに関して市が行う事務手続の支援を行うこと。なお、売電及び売ガスによる収益の帰属は、入札説明書に示すものとする。
- (2) 事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、使用電力の最小化（省エネ）を図ること。

第3節 見学者対応

- (1) 事業者は、見学者の受付、施設の稼働状況及び環境保全状況、環境啓発等の説明を行うこと。なお、市は見学者への説明に協力する。
- (2) 事業者は、見学者説明要領書を作成し、市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、要求水準書【設計・建設業務編】「第3章 第12節 7 (5)説明用パンフレット」に示す説明用パンフレット（一般用、子供用、外国人用）を見学者に配布できるように作成・確保し、必要に応じて事業者の負担にて増刷すること。なお、建設時に作成した説明用パンフレットが残っている場合は、これを利用すること。また、説明用パンフレットの内容については、本業務期間中、必要に応じ事業者の負担にて更新し、市の承諾を得るとともに、電子データを市に引き渡すこと。同様に、見学者向けのビデオの内容についても、必要に応じ事業者の負担にて更新すること。
- (4) 事業者は、見学者への環境啓発等において、環境に関する学習の機会・場を提供できるように配慮すること。

第4節 清掃

- (1) 事業者は、本施設の清掃計画を作成し、市の承諾を得ること。清掃計画には、日常清掃の他、定期清掃等の全ての清掃を含むこと。
- (2) 事業者は、本施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。
- (3) 事業者は、本施設周辺の擁壁・敷地外の歩道・周辺道路等について、定期的に清掃・維持管理を行い、清潔に保つこと。

第5節 植栽管理

- (1) 事業者は、敷地内の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、市の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、植栽管理計画に基づき、敷地内の植栽を適切に管理すること。
- (3) 事業者は、敷地内の樹木剪定及び草払い等を年2回以上行い、搬入車両等の通行に支障がないように適切に管理すること。

第6節 防火管理・防災管理

- (1) 事業者は、「消防法」(昭和23年法律第186号)等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した防火・防災管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- (3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理・防災管理上、問題がある場合は、市と協議の上、本施設の改善を行うこと。
- (4) 事業者は、特に、ごみピット等については、入念な防火管理を行うこと。

第7節 警備・防犯

- (1) 事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- (3) 事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

第8節 住民対応

- (1) 事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、適切に初期対応を行い、市に報告すること。
- (3) 地元協議会等を市が開催する場合、支援を行うこと。

第9節 災害時対応

事業者は、災害時においては、市が行う災害対応(避難スペース、風呂、食糧・飲料等提供等)が適切に行われるように、市が指示する支援・協力を行うこと。

第10節 その他

本施設のうち休止施設(既存工場棟、既存洗車場等)の維持管理は、市の業務範囲とするが、事業者は、定期的に敷地内の巡回をする中で、休止施設の外観確認も行い、異常がないか市に報告すること。

別紙 1 測定項目及び頻度（参考）

項目	測定項目	頻度
ごみ質	種類組成、単位容積重量、三成分、水素分（可燃ベース）、乾物発熱量、高位発熱量、全蒸発残留物（TS）、強熱減量（VS）、低位発熱量、元素組成、その他必要な項目	1回/月以上
排ガス	ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物、一酸化炭素、水銀、その他必要な項目	1回/2ヵ月以上 （各炉ごと）
	ダイオキシン類	1回/年以上 （各炉ごと）
放流水の水質	法令等に基づく下水排除基準等項目	法令等に基づく回数
機器冷却水水質	レジオネラ属菌、その他必要な項目	必要回数
騒音	敷地境界線	年1回 以上
振動	敷地境界線	年1回 以上
悪臭	臭気指数、気象条件（風向、風速、気温、湿度）	年3回 以上
焼却主灰	熱しゃく減量	1回/月以上 （各炉ごと）
	ダイオキシン類	1回/年以上
	重金属（必要な項目）溶出試験、その他必要な項目	2回/年以上 （各炉ごと）
飛灰処理物	ダイオキシン類	1回/年以上
	重金属（必要な項目）溶出試験、その他必要な項目	1回/月以上
作業環境	ダイオキシン類、二硫化炭素、粉じん、その他必要な項目	1回/6ヶ月

※ 測定頻度について、要求水準書内に別途指示がある場合、又は、法令等で必要がある場合には、それも実施する。